

開 発 事 業 計 画 書
(第 2 回変更)

令和 7 年 10 月 6 日

仙台市長あて

住 所 仙台市青葉区ニッカ 1 番地
ニッカウヰスキー株式会社
氏 名 仙台工場長 笹村欣司

杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 11 条第 1 項（第 17 条第 2 項，第 18 条第 7 項，第 21 条第 2 項，第 24 条第 1 項）の規定により，次のとおり提出します。

変更箇所（朱書き）

開発事業の名称	ニッカウヰスキー原酒増産工事		
種別：	区画形質の変更 工作物の新築 改築 増築 移転・用途の変更・構造等の変更 水面の埋立等 その他（ ）		
開発事業の目的	ウヰスキー原酒を増産するための施設を建設すること。		
開発事業の内容	都市計画区域外における当該地にて、昭和 44 年よりウヰスキーを製造しているが、増産及び施設の老朽化に伴い、生産設備 8 棟（ 約 23,120 m² ）、3 施設の建設（建替え含む）を行うもの。また、隣接地（約 1,435 m ² ）を加え、事業区域を拡張するもの。		
事業区域の位置	仙台市青葉区ニッカ 1、2、新川字滝倉 1、2、3、4、5-4、6、7、作並字戸崎 35-1、35-13、35-14、35-15、35-19		
事業区域の面積	約 176,279m ²	樹林地の有無：	有（面積： ） （無）
建築物その他の工作物の概要	工作物の用途	ウヰスキー原酒を製造する為の設備	
	工作物の規模	別紙 1（予定建築物一覧）のとおりに	
	著しく環境を悪化させるおそれがある工場等の有無	有	（無）
	水濁法特定事業場の有無	（有） （排出水量：3,500m ³ /日）	無
	水濁法有害物質使用特定事業場の有無	有	（無）
	一般廃棄物処理施設の有無	有	（無）
	産業廃棄物処理施設の有無	有	（無）
	ダイオキシン類対策特措法特定施設の有無	有	（無）
事業計画の作成に際し適正かつ合理的な土地利用を図る上で留意した事項	①従前の景観を損なわないこと。 ②伐採する樹木を最低限とし、緑地面積を広く残すこと。 ③周囲環境に配慮し、日影等の影響が相対的に少ない場所を選定した。		

事業区域内に確保する緑地	面積：35,850m2		事業区域内に残置する森林	面積：－
	率： 20.3%			率：－ %
斜度 30 度を超える土地の有無			有 ・ (無)	
汚水及び雨水の放流先，処理施設の有無，並びに処理施設の概要	汚水：浄化槽にて処理した後に特定施設である場内排水処理設備において処理。 雨水：既設雨水溝より場外排出 処理施設の概要：処理水量 3,500m3/日			
開発事業の実施にともなって発生集中が見込まれる自動車交通量	ピーク時 30 台/日			
事業区域内の給水に係る取水計画の概要	場内給水系統から給水。			
開発事業の実施に際し必要と見込まれる許認可等の名称	別紙 1（予定建築物一覧）のとおり。			
連 絡 先	住 所	仙台市青葉区ニッカ 1 番地		
	担当者	所属：ニッカウキスキー株式会社 エンジニアリング部		電話：022-395-2111
		氏名：前之園 俊		Fax：022-395-2861

備考

1 添付図面

- (1)事業区域の位置を明らかにした縮尺 1：10,000 以上の位置図
- (2)事業区域の区域を明らかにした縮尺 1：5,000 以上の地形図
- (3)事業区域における土地利用の現況を明らかにした縮尺 1：5,000 以上の地形図
- (4)造成計画の概要を明らかにした縮尺 1：5,000 以上の平面図及び断面図
- (5)事業区域における土地利用計画の概要を明らかにした縮尺 1：5,000 以上の平面図
- (6)設置を予定する工作物の種別、規模その他の概要を明らかにした縮尺 1：2,500 以上の平面図及び立面図
- (7)発生集中自動車交通に係る主要な移動経路を明らかにした縮尺 1：10,000 以上の平面図

2 用紙の大きさは、添付図面については日本工業規格 A3 とし、それ以外のものについては A4 とすること

予定建築物一覧表（ニッカウヰスキー原酒増産工事）

	名称	建築面積	内容	新設・改築等	着工予定	許認可
1	新貯蔵庫	約2980m ²	樽を熟成させる為の倉庫	新築 (建替え)	R1年度 (R3完了)	・ 景観法の規定による景観計画区域に係る行為届出書 ・ 建築基準法の法第6条による建築物確認申請 ・ 仙台中高層建築物等の建設に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく報告書 ・ 建設リサイクル法届出 ・ 消防法届出 ・ 工場立地法届出 ・ 土壤汚染対策法届出
2	貯蔵庫1	約3,540m ²	樽を熟成させる為の倉庫	新築 (建替え)	R8年度	・ 景観法の規定による景観計画区域に係る行為届出書 ・ 建築基準法の法第6条による建築物確認申請 ・ 仙台中高層建築物等の建設に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく報告書 ・ 建設リサイクル法届出 ・ 消防法届出 ・ 工場立地法届出 ・ 土壤汚染対策法届出
3	新製樽棟	約2,700m ²	・ 樽の整備を行う為の施設 ・ 既設平倉庫3棟の間に建屋を新設し、建屋同士を繋げる計画	増築	R8年度	・ 建築基準法の法第6条による建築物確認申請 ・ 工場立地法届出
4	新混和棟	約2,000m ²	樽にウイスキーを詰めたり、熟成を終えたウイスキーを樽から空ける作業を行う為の施設	新築 (建替え)	R8年度	・ 建築基準法の法第6条による建築物確認申請 ・ 建設リサイクル法届出 ・ 工場立地法届出
5	新製樽事務所	約400m ²	製樽職場の人が事務作業や休憩をする事務所	新築 (建替え)	R8年度	・ 建築基準法の法第6条による建築物確認申請 ・ 工場立地法届出
6	排水嫌気処理施設		・ 現在副産物として飼料や栄養剤として売却している蒸溜廃液を新たに排水処理する施設 ・ 現行の排水処理量2,500m ³ /日に対し、500～1,000m ³ /日増加見込み	新設	R8年度	・ 水質汚濁防止法の特定施設の設置の届出 ・ 広瀬川の清流を守る条例の水質保全区域内における行為の許可 ・ 騒音規制法の特定施設の設置届 ・ 振動規制法の特定施設の設置届 ・ 工場立地法届出
7	空樽倉庫	約500m ²	整備前の樽と整備後の樽を保管する為の倉庫	新築	R9年度	・ 建築基準法の法第6条による建築物確認申請 ・ 工場立地法届出
8	貯蔵庫2	約4,500m ²	樽を熟成させる為の倉庫	新築 (建替え)	R9年度	・ 景観法の規定による景観計画区域に係る行為届出書 ・ 建築基準法の法第6条による建築物確認申請 ・ 仙台中高層建築物等の建設に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく報告書 ・ 建設リサイクル法届出 ・ 消防法届出 ・ 工場立地法届出 ・ 土壤汚染対策法届出
9	バイオマスボイラー施設		現在飼料として売却している副産物を燃料として蒸気を製造する施設	新設	R9年度	・ 消防法の火を使用する設備等の設置届 ・ 騒音規制法の特定施設の設置届 ・ 振動規制法の特定施設の設置届 ・ 工場立地法届出
10	貯蔵庫3	約6,500m ²	樽を熟成させる為の倉庫	新築 (建替え)	R10年度	・ 景観法の規定による景観計画区域に係る行為届出書 ・ 建築基準法の法第6条による建築物確認申請 ・ 仙台中高層建築物等の建設に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく報告書 ・ 建設リサイクル法届出 ・ 消防法届出 ・ 工場立地法届出 ・ 土壤汚染対策法届出
11	醗酵タンク施設		・ 醗酵させる為のタンク ・ 高さ8mを超過する見込み	新設 (建替え)	R11年度	・ 建築基準法の法第6条による建築物確認申請 ・ 建設リサイクル法届出 ・ 工場立地法届出